

第78回（平成30年11月1日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員に御出席いただいております。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第78回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書の概要説明についてであります。

まず、福西企画官から説明をお願いします。

○福西企画官 まず、概要説明に入る前に、厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書の評価の進め方について説明いたします。

厚生労働省から10月30日付けで公的年金業務等に関する事務の全項目評価書の提出が委員会にあったところです。

厚生労働省及び日本年金機構に対して、現在、個人情報保護委員会による外部委託等に係る検査を実施中ですが、これまで平成30年3月に改善を要する事項を通知し、同年7月に外部委託業務の在り方の見直しの対応について確実に履行するよう指導を行い、そして、同年9月に改善を要する事項を通知しており、現段階で厚生労働省及び日本年金機構が安全管理措置として実施すべき事項を確認できているところです。

特定個人情報保護評価に当たっては、安全管理措置として実施すべきものとして評価書に記載された内容について、適合性及び妥当性の観点から審査を行うものであり、現時点で安全管理措置として実施すべき事項を確認できていることから、評価書の審査手続を進めたいと考えているところです。

なお、今後も安全管理措置として実施すべきルールが実際に現場で実施されているかという観点から、引き続き検査は行われていくこととなりますが、その結果、新たに安全管理措置として実施すべき事項が出てきた場合には、評価の再実施を行う必要があると考えているところです。

続いて、概要説明に入らせていただきます。

番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられ、また、重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

厚生労働大臣が実施する公的年金業務等に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成30年10月30日付け厚生労働省発年1030第1号にて、厚生労働大臣から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省及び日本年金機構の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの福西企画官の説明にありましたとおり、厚生労働省及び日本年金機構の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

(厚生労働省、日本年金機構入室)

○堀部委員長 本日は、御出席いただき、ありがとうございます。

全項目評価書の概要について、厚生労働省及び日本年金機構から御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○厚生労働省 個人情報保護委員会の先生方、また、事務局の皆様には、日ごろより年金業務について御指導、御支援を頂き、厚く御礼を申し上げます。

公的年金業務等におけるマイナンバー制度の取組については、マイナンバーの利用開始以降も日本年金機構において策定をした業務改善計画に基づき、厚生労働省と日本年金機構が一体となって、更なる情報セキュリティ対策の強化を行ってまいりました。

その状況については、個人情報保護委員会の事務局にも御確認いただき、昨年11月にマイナンバーによる情報連携の停止解除政令が施行されたところです。

その後、情報連携の開始に向けた準備を進めてまいりましたが、今般、情報連携を実施するに当たって、機構の業務管理面の課題、機関間試験において把握された課題、情報照会機関における事務運用に係る課題の3つの課題が生じたため、情報連携の開始時期を再延期されることとなりました。

課題の一つである日本年金機構の業務管理面の課題については、厚生労働省として、6月29日付けで機構に対して業務改善命令を行い、9月末の時点の改善状況について、社会保障審議会年金事業管理部会で御確認を頂いたところです。

今回、その改善措置の状況及び実施すべき安全管理措置の内容を報告いたしますとともに、来年10月の消費増税と同時に施行予定の年金生活者支援給付金制度の事務において、情報連携が開始された場合に速やかにマイナンバーによる情報連携を活用できるよう、現時点でシステム改修が必要になること等から、今後予定している事務について、特定個人情報保護評価の審査をお願いしたいと考えております。

一方で、情報連携の開始に当たっては、今回行う特定個人情報保護評価とは別に、先ほど申し上げた3つの課題に対処し、関係する各政府機関による確認を頂く必要があります。3つの課題につき、機構の業務管理面の課題については、厚生労働省と日本年金機構が一体となって、安全管理措置の実行に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

事務やリスク対策の内容に関する説明については、この後、実務の中核を担っている日本年金機構からいたします。

厚生労働省としても、より一層、個人情報の保護に関する対策・強化等に取り組んでい

くことが重要だと考えており、引き続き、御指導、御支援を頂くようお願い申し上げます。

○堀部委員長 よろしくお願ひします。

○日本年金機構 委員長、委員の皆様、また、委員会事務局の皆様には、日ごろより当機構の事業運営について御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構においては、平成29年1月よりマイナンバーの利用を開始いたしまして、平成30年3月からは、マイナンバーによる届出を開始いたしました。

その中で、今般、平成29年度に当機構が扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務を委託した事業者において、入力漏れ及び入力誤りが多数発生するとともに、無断で業務の一部の再委託が行われる等の契約違反が判明いたしました。国民の皆様に変な御迷惑、御心配をおかけする事態を招きましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携については、本事案など、対処すべき課題が判明したため、情報連携の開始が再延期されており、当機構では現在、再発防止策の対応など、課題への対応に取り組んでいるところです。

本件事案を踏まえ、個人情報を取り扱う外部委託先に対する特別監査を実施するとともに、個人情報を取り扱う業務の外部委託の在り方等について、外部委員のみで構成される調査委員会を設置して検討を行い、同委員会の報告書及び厚生労働大臣より頂きました業務改善命令に基づき、報告書で提言された外部委託、調達管理の在り方を確立するための具体的な対応策等の検討、実行に全力で取り組んでおります。

今回の評価書では、当該事案を踏まえた外部委託業務に関するリスク対策等についても記載をしております。また、先般、貴委員会より御指摘を頂きました改善を要する事項について、6月8日と10月9日に機構における改善状況等を報告したところですが、この対応状況に関しても、リスク対策に記載しております。

今回、審査いただきます具体的な内容は、主に次の3点です。

専用共有フォルダを利用した本部から拠点への特定個人情報の授受、年金生活者支援給付金に係るマイナンバーを利用した届出の開始やマイナンバーによる情報連携に関する事務、また、協会けんぽへ被保険者に加えて新たに被扶養者等のマイナンバーを提供する事務です。

マイナンバーの利用に当たり、各業務に従事する担当者の一人一人が本評価書に記載されたリスク対策について十分理解をし、また実践することが重要であると考えておりますので、継続した教育研修を実施することにより、特定個人情報の適切な取扱い及び特定個人情報の漏えい等の発生リスクの軽減に努めてまいり所存ですので、今後とも、委員会の皆様からの御支援、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、評価書の詳細については、担当のほうから説明いたします。

○堀部委員長 お願ひします。

○日本年金機構 今回の評価の対象となる3つの事項について、順次説明いたします。

まず、専用共有フォルダを利用した特定個人情報の授受についてです。お手元の公的年

金業務等に関する事務の全項目評価書の39ページをご覧ください。

39ページの図の中の左下部分、専用共有フォルダは、インターネット環境から切り離された機構本部に設置されております年金個人情報等専用共有サーバーの中の領域にあります。

これまで、機構本部から事務センターに対して、事務処理に必要となる個人番号を含むリストを送る場合、紙で印刷したものを郵送する取扱いとしていました。今後は、この専用共有フォルダの中にリスト共有用のフォルダを事務センターごと、機構本部職員が作成し、そのフォルダの中で、当該個人番号を含んだリストをデータにより各事務センターと共有する取扱いに変更いたします。

次に、2点目です。年金生活者支援給付金の関係事務です。35ページをご覧ください。

年金生活者支援給付金とは、公的年金額と所得との合計額が一定の基準額以下の年金受給者の生活を支援する目的で支給する給付金でして、来年10月の施行を予定しています。

当機構が行う年金生活者支援給付金関係事務については、基本的には既に評価を実施しています、29ページ以降に記載しています「6. 年金給付関係事務」の事務と同様の流れで行います。

その中で、特定個人情報を取り扱う事務内容の例として、1つ目の年金生活者支援給付金の決定事務では、支援給付金の請求書について、請求者にマイナンバー等の必要事項を記入していただいた上で、原則として、基礎年金請求書と同時に年金事務所等又は市区町村で受付を行い、その後、J-LISを通じて、同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を取得します。

そして、その情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて、支給要件の審査に必要となる住民票関係情報及び地方税の関係情報を取得するといった流れになるところです。

次に、協会けんぽへの被扶養者マイナンバー提供についてですが、評価書の21ページ8ポツの「電子媒体を使用した協会けんぽへの70歳以上の協会管掌健康保険のみの被保険者及び被扶養者に係る個人番号の提供」をご覧ください。

機構は、協会けんぽが行います健康保険、船員保険の事務のうち、被保険者の適用や保険料徴収等の事務、あるいは協会けんぽが行う健康保険の給付に必要な情報の提供を健康保険法等の法令に基づき行っているところです。

今回は、現在既に提供を行っている被保険者のマイナンバーに加え、70歳以上被保険者及び被扶養者のマイナンバーを提供する事務を追加しています。

具体的な提供方法としては、協会けんぽからマイナンバーの提供対象者が収録された電子媒体を受け取り、その対象者を機構側で個人番号管理サブシステム等から抽出します。その対象者のマイナンバーを、協会けんぽから頂いた電子媒体に収録し、協会けんぽに提供するという事務の流れになります。

以上3点が、今回の評価で追加した事務の内容になります。

次に、追加した事務の主なリスク対策について説明します。

新規事務に係るリスク対策について、先ほど説明しました3つの事務ごとに説明いたします。

まず、専用共有フォルダを利用した特定個人情報の授受について、64ページから65ページに記載をしています。

64ページ中段に「ユーザー認証の管理」という欄があります。年金個人情報等専用共有サーバーにアクセスする際には、生体認証を必要とするため、権限のない職員はサーバーへのアクセスができません。そのサーバーの中に作成された専用共有フォルダの中に、更に事務センターごとのフォルダを作成し、その中でリスト等の授受を行います。

また、65ページ下段の「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄に記載したとおり、事務センターごとに作成したフォルダについては、機構本部においてアクセス権を設定し、必要最小限の職員のみがアクセス可能とすることで、業務に必要なない事務センター職員が情報を取得できないように制限を行うなど、所要のリスク対策を講じます。

次に、年金生活者支援給付金関係事務が追加になることに伴うリスク対策について説明いたします。

本事務は、既に承認を受けている年金給付関係事務の内容と同様の流れで行う事務となりますので、リスク対策についても同様なものとなっております。

例えば、60ページ以降の「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に、特定個人情報を本人等から入手する際のリスク対策など、ここに記載している対策を実施することにしていきます。

次に、協会けんぽへの被扶養者マイナンバーを提供する事務については、協会けんぽから受け取った電子媒体に機構の保有している対象者のマイナンバーを格納し、協会けんぽに受け渡すこととなります。外部機関から電子媒体を受け取るため、不正プログラムが含まれていないか必ず検疫PCを使用して読み込みを行うことしております。これにより、電子媒体を取り扱う情報漏えいを防止することしております。

この検疫PCについては、65ページの下段の「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の3つ目のポツに追記しております。

次に、67ページ上段の「特定個人情報の提供・移転の記録」に記載したとおり、情報の授受の方法については覚書を取り交わし、実際の電子媒体の提供に当たり、事前に担当グループ長の承認を得た上で、管理簿に記載すること等により提供の記録を残すことしております。

また、情報漏えい対策として、電子媒体の情報を書き込む際は、情報を暗号化するとともに、書き込む処理のログを記録し、保管することしております。

さらに、68ページの上段になりますが、「リスクに対する措置の内容」に記載したとおり、暗号化した電子媒体を機構職員が直接提供先の職員に手渡すこと、複数名の職員で移送すること、電子媒体を鍵付きのかばん等に収納し移送することにより、情報漏えいを防

止することにしていきます。

以上がリスク対策についての説明です。

続いて、外部委託に係る改善状況報告に関するリスク対策について説明いたします。

当機構から扶養親族等申告書に係るデータ入力業務を委託した事業者による契約違反等の事案の発生を踏まえ、当機構においては、個人情報を取り扱う外部委託契約、計119件について特別監査を実施するとともに、特に個人情報を取り扱う業務、外部委託の在り方を検討するため、外部の専門家による委員会を設置し、調査報告書を6月4日に公表しました。

これを受け、機構においては、組織横断的な企画検討体制を確立し、この委員会の提言について検討・実行を進めるとともに、6月29日に改めて出されました厚生労働大臣による業務改善命令に基づき、業務運営に係る改善措置の実施を進めたところです。

こうした経緯を踏まえ、リスク対策に係る具体的な対応状況としては、まず、76ページの⑥に記載しているとおり、業務委託に係る調達・委託管理・監査ルールを見直すこととしております。

本年7月31日付けで日本年金機構外部委託規程等の関係諸規程等を全面的に見直して、改正等を行って、新ルールによる運用を開始しました。

また、76ページの上段に書いてありますが、組織体制の強化として、機構における委託業者に対する監査の見直し等として、年金個人情報を取り扱う外部委託事業の適正な実施を管理する調達企画部を新設する。監査部に監査第3グループを設置して、外部委託管理・監査等についての体制を強化する。監査手続書の見直しを行うとともに、監査部の各グループに品質管理担当者を置くことで、監査結果の品質保証を図ることができる体制を整備しております。

これらの対応を着実に実施するとともに、年金個人情報を取り扱う外部委託業務に係る事業全体の総合調整、情報共有、連携強化を図るよう徹底してまいります。

最後になりますが、先に申し上げたとおり、年金関係の情報連携を実施するに当たり、対処すべき3つの課題が判明したために、当機構による情報連携の開始は延期されているところです。

課題の一つである当機構の業務管理面の課題については、その対処が整いました後、政府としての検証、確認が必要であると認識しています。来年10月の消費税増税と同時に施行予定の年金生活者支援給付金の事務において、情報連携が開始された場合に速やかにマイナンバーによる情報連携を活用できるよう、現時点でシステム改修が必要になること等から、今後予定している事務について、特定個人情報保護評価の審査をお願いしたく、改めてお願い申し上げます。

以上が今回の特定個人情報保護評価に関する説明となります。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明ありがとうございました。

未承諾の再委託につきましては、非常に大きな問題ですので、その点について質問をします。

外部委託先が未承諾の再委託を行わないように、事前防止のための策を講じていると思いますが、その措置について、丁寧に御説明をお願いしたい。それが1点です。

もう1点は、委託期間中において、そもそも外部委託先が適切な業務遂行を確保するための監督方法について、その点についても御説明をお願いしたいと思います。

○堀部委員長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○日本年金機構 御質問ありがとうございます。

2点について、説明いたします。

まず、評価書の66ページの中段にあります「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」に記載しておりますが、今回の調達・外部委託管理ルールの見直しの中では、未承諾の再委託を防止するという観点も踏まえ、入札前の運用仕様書についての審査の強化、あるいは履行開始前検査の実施、履行中検査についての検査項目、時期の見直し等を行っております。

具体的には、76ページの上部に、「機構における委託業者に対する監査の見直し等」という欄がありますが、この4ポツ目をご覧ください。運用仕様書を審査するに当たり、実施体制や履行場所に関する内容確認を的確に実施するために、事業を担当する部署だけではなく、新しく設けました調達企画部、調達管理部においても審査を行うこととして、委託する業務が適切に履行可能であるかの審査を強化しております。

また、66ページの中段の先ほどご覧いただいた欄に記載していますが、履行開始前検査については、委託業務の履行開始前に事業担当部署が履行体制、履行方法等に関する検査を実施することを新たに制度化し、履行開始予定日までに不適事項の改善が確認できない場合には、業務履行を開始させないというルールを設けております。

同じく履行中検査については、履行開始後も履行開始前検査で確認した履行体制、履行方法などに変更がないか、業務の履行状況に問題がないかなどの観点で検査を行うこととしており、実施時期についても、原則履行開始後1カ月以内に実施するということを明記しております。

その中で、履行能力がないと判断した場合には、契約を解除するというようにしております。

同じ場所に記載しておりますが、機構と複数の契約を締結している委託業者においては、いずれかの契約に違反があった場合には、違反があった契約以外の契約も解除すること、資料等の提出を機構が委託業者に求めた場合に、必ずその求めに応じなければならないと

いう規定を設けました。

こういったことを通じて、御指摘の未承諾の再委託を行うことの禁止も含め、しっかりと監督する仕組みを設けているところです。

以上です。

○堀部委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 御説明どうもありがとうございました。

私のほうからは、先ほど、一部既に説明を行っていただいた部分も含まれると思いますが、機構における外部委託管理に伴う取組と、その取組自体に対して厚生労働省がどのようにガバナンスとして関与していくのかという2つのことについて、それぞれより詳しい御説明をお願いしたいと思っています。

一つは、今、お話ししたように、日本年金機構職員の側の外部委託管理を適切に行わせるための組織的な体制や取組、そのことが第1点です。

それから、第2点は、年金機構が行う取組に対して、厚生労働省としての確認及び指導の具体的な方法としてどのようなことをしているのかということが2点目です。

それぞれ御説明をお願いしたいと思います。

○堀部委員長 どうぞ。

○日本年金機構 まず、日本年金機構側の取組について説明いたします。

76ページの部分、4ポツ目に記載していますが、業務委託に係る組織体制の強化については、6月4日に出されました調査委員会報告書の提言を踏まえ、年金個人情報を取り扱う業務の外部委託について、事業全体の総合調整及び外部委託事業の適正な実施を管理する部署として、事業担当部署と別に事業企画部門の中に調達企画部というものを新たに設けております。

従来の調達部は、調達管理部として調達内容の審査、契約手続の実施など、公正な調達手続の実務を担う部署として位置付けまして、調達に係る部署としてこの2つの部署を設けたということで、これらの組織見直しによって、全体として調達セクションの体制強化を図っているところです。

また、同じく2つ下のポツに監査の関係を書いておりますが、監査部に監査第3グループを新設し、外部委託管理監査と外部委託先の監査を実施する体制を強化しました。

これらの新たに構築された体制により、外部委託の適切な管理監督を行ってまいります。

新たな委託管理ルールへの遵守については、同じ76ページの「個人情報を取り扱う外部委託業務のあり方の見直し」の下から3つ目のポツに書いてあります。調達管理部、調達企画部において、要領やマニュアル等に基づいた正確な実務体系の確立のために、事業担当部署への階層別説明会を7月末のルール改定後、今までに4回実施しており、新ルールの定着を図っているところです。今後もルールの定着化を図るために、説明会等の取組を継



続いたします。また、毎日の業務におけるOJT等を通じて、ルールの運用管理を強化してまいり所存です。

76ページの上部の2ポツ目に書いてありますが、情報管理対策本部において特定個人情報を始めとした各種情報の漏えい事案等を把握した場合の報告先関係機関、根拠法令等について確認することで、今後とも機構内で職員の意識改革を徹底してまいりたいと思ひます。

また、当機構が適正な制度運用を担う執行機関であり、実務に精通し、確実に業務を行うことを、このような取組を通じて徹底、定着してまいります。

○厚生労働省 引き続き、厚生労働省側の管理方針について説明いたします。

年金機構が行う業務については、今も年金局から機構本部に職員を毎日1人派遣をしておひ、業務のモニタリングという方法で、機構内で何が起こっているかということを確認してひます。

そのほかにも、事件、事故、事務処理誤りが起こったときには、報告を受ける、あるいは情報共有の徹底を図ることひ、年金機構内の情報を日々、年金局においても把握して、共有し、適時確認をしてひいるというのは、従来も行ってきましたが、今後とも行ってまいります。

また、年金機構が行う外部委託先管理における年金局の関与については、76ページの下部の「個人情報を取り扱う外部委託業務のあり方の見直し」の⑤に記載されてひるとおひ、今後新たに策定をした年金機構個人情報を取り扱う外部委託実施要領に基づき、重要な案件や特に業務品質の確保の必要のある案件については、事業計画及びコンティンジェンシープランを常勤役員会に付議することひなっておりまひるので、そういった事業計画が常勤役員会に付議される都度、我々のほうでもその中身を把握、確認するということひやっていきたいと思ひておひます。

また、そういった事務の進捗状況の確認については、年金局事業企画課が窓口となり、月1回程度の頻度ひ年金機構の調達企画部から報告を求め、事業を担当する部署による確認を行うことひしていきたいと思ひておひます。

今後運用してひく中で、引き続き、更に効率的、効果的な確認が行えるように努めてまいりたいと思ひておひます。

さらに、76ページの上の部分の「機構の委託業者に対する監査の見直し等」の下から2つ目のポツに記載されてひるとおひ、厚生労働省が実施する機構の事務センターや年金事務所に関する監査については、外部委託事業者に対する監査状況について確認することひし、機構の監査の品質が向上するように、厚生労働省で調達する外部専門家の知見も借りまひて、機構が実施する委託業者に対する監査に厚生労働省としても関与をしてひくことひしたいと思ひておひます。

以上です。

○大滝委員 御説明どうもありがとうございました。

是非着実な実施を期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 大局的なお話から、少し枝葉のお話になりますが、先ほど1番目に挙げていただいた専用共有フォルダの利用について、アクセス権限管理、利用記録について、さっと御説明は頂いていますが、もう少し詳しくいただきたいと思います。

まず、権限のない職員の方々によって不正にアクセスされないように講じている措置、いろいろなタイプの従業員の方々がいる組織ですので、それはどのようにしているのかという説明を頂きたいです。

2番目が、専用共有フォルダの利用に関する操作記録の具体的な確認方法です。これはさっと説明いただいただけだったと思いますので、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

もう一つ質問ですが、先ほど御説明いただきましたが、63ページの下のところ、検査PCで読み込んで、不正プログラムが含まれていないか安全性の事前チェックを行う運用ということは、入口対策として私も非常に重要だと思っておりますが、これはいつごろから実施しているのかを御説明いただけたらと思います。

以上です。

○堀部委員長 どうぞ。

○日本年金機構 ありがとうございます。

まず、専用共有フォルダの運用についてのアクセス権限は、権限のない職員によって不正にアクセスされないような措置ということについてです。

今回使う年金個人情報等専用共有フォルダの措置については、57ページの「特定個人情報の保管・消去」というところですが、①の「保管場所」という記載があります。この2つ目の○に記載がありますが、インターネット環境から切り離れた基幹システムの領域にこのフォルダ自体を設置しております。

この専用共有フォルダに、年金業務システムで作成された事務センターごとに共有が必要な特定個人情報を格納するというようにしています。

この専用共有フォルダ内の格納場所については、2点目に記載していますが、機構本部においてフォルダを作成して、必要最小限の職員のみがアクセスできるように、適切なアクセス権限を設定することで、権限のない職員が格納された特定個人情報にそもそもアクセスができないような制限を設ける仕組みとしています。

専用共有フォルダの利用についても御質問を頂きました。この件については、65ページの下部の欄に記載がありますが、事務センターごとに管理簿を設け、担当者が専用共有フォルダにアクセスした際には、利用状況を記載することと、管理者が確認するという運用にしております。

そのフォルダに保存されたデータの措置については、58ページの上の「③消去方法」の

欄の上から2つ目の○に記載がありますが、印刷、削除等の操作記録は管理簿に記録をし、拠点の管理者が点検を行うことで、不正な印刷の防止を図るということ、また、機構本部において、特定個人情報を格納する専用共有フォルダ内のデータが適切に削除されているかどうかという点検を定期的に行うとともに、データのアクセスログを取得することができるという仕組みを設けているところです。

こういった措置で、共有フォルダの適切な運用を図ってまいりたいと思っております。

63ページの御指摘いただきました検疫PCについては、全拠点での稼働を開始しておりますのは昨年10月から、事務センターも含めた検疫PCの運用を開始しているところです。

以上です。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

私からは質問というよりも要望ですが、まず、リスク対策については、評価書に記載されているとおりに確実に実行していただく必要がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、日本年金機構においては、業務改善報告書に記載されている新ルールの有効性を検証し、十分に機能させていくとともに、全職員の意識改革を始め、組織全体のガバナンスの強化を行っていただくよう、要望したいと思ひます。

厚生労働省においては、日本年金機構の取組に対して、的確に監督・指導を行っていただくよう要請したいと思ひます。

それでは、ほかに御質問がないようですので、質疑応答はここまでといたしまして、本評価書について、本日の説明内容を踏まえて審査を進めていくことといたします。

本日は、出席いただきまして、どうもありがとうございました。

(厚生労働省、日本年金機構退室)

○堀部委員長 次に、議題2、独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について、説明をお願いします。

○事務局 説明させていただきます。

番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきまして、法定事務に準じるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報連携をすることが可能であるとされています。

委員会では、これまで1,161団体、7,036件の届出を承認し、承認された届出について公表してまいりました。

このたび、地方公共団体から届出があった平成31年2月からの情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件に合致するか審査いたしました。

審査の結果、697団体から新規の届出が1,223件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が48件、事業の廃止等を行う中止の届出が12件ございました。

この度の届出が承認されますと、既に承認いただいた7,036件に新規の1,223件が上乗せ

され、更に中止の12件が差し引かれ、合計8,247件となります。

変更届は既に承認いただいた届出に対する変更のため、件数に影響はありません。

なお、地方公共団体等の情報連携の利便性を向上させるべく、独自利用事務の情報連携について複数の法定事務に準じることができるようにするため運用を見直していることから、今回、届出の件数が増加していることとなっております。

当該届出について、情報連携を認め、委員会規則第3条第3項に基づき、総務大臣に通知することといたしたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願いたします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 説明どうもありがとうございました。

地方公共団体独自の施策がいろいろ実施されているわけですが、それに対応してきめ細かく独自利用に対するマイナンバーの活用が進むことは大変結構なことですので、今後とも、創意工夫を凝らしながら、対応していただきたいと思います。

それから、併せまして、情報連携によって窓口での添付書類が不要になりました。住民にとっては大変便利になる、負担が軽減されるということでもありますけれども、異動前の自治体まで書類を取りにいくなどの手間を省くことが、マイナンバー制度の普及に非常に役に立つだろうと思いますので、是非住民の負担が軽減されるように配慮するような措置とともに、そのメリットを地方公共団体から住民に対して十分に説明するように、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

この情報連携につきましては、委員会でも申し上げておりますが、独自利用事務の活用推進によりまして、マイナンバー導入のメリットが発揮されることとなります。阿部委員からもございましたように、国民に実感していただけるようにしていく必要がありますので、地方公共団体と連携して取り組んでいきたいと思ます。

ありがとうございました。

それでは、地方公共団体から提出されました届出書について承認し、総務大臣に通知することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

御異議がありませんので承認とします。事務局は所要の進めを進めてください。よろしく願いたします。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 では、そのように取り扱わせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、11月14日水曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。